

山口県
和木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額	従業員（人以上）			
和木町	生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業小規模事業者等の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備	—	課税標準ゼロ (生産性向上特別措置法)	固定資産税 (償却資産が対象)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
和木町	和木町工場設置奨励条例	H10.12	○工場設置奨励金 工場… の製造加工又は修理の事業の用に供するために必要な施設 ①投下固定資産の総額が5億円（中小企業は5,000万円）以上 ②増加する常用従業員の雇用が25人（中小企業者は2人）以上	○工場設置奨励金 固定資産税相当額の範囲内（3年度間の合計額は1億円を限度）
	和木町創業支援事業補助金交付要綱	H28.2	1 空き店舗等の建物内において事業の主業務を行うこと 2 小売業、飲食業、サービス業、その他集客が見込まれ町のにぎわい創出及びイメージアップにつながる業種であること 3 開業後、速やかに和木町商工会に加入すること	○創業支援事業補助金 改装工事費及び設備・器具・備品購入 費経費の1/2以内 上限50万円 開業支援金 一律5万円 事業用施設に係る土地及び建物の賃借料 賃借料の1/2以内 月額上限5万円（6か月以上継続事業者に対し、2年間の補助を行う）